

報告第8号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく上水道特別会計、病院事業特別会計、電気事業特別会計、農業集落排水特別会計、公共下水道特別会計及び浄化槽施設特別会計ごとの資金不足比率について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和元年度決算に基づく資金不足比率

(単位: %)

特別会計の名称	資金不足比率	[経営健全化基準]
上水道特別会計	— (△169.3)	[20.0]
病院事業特別会計	— (△37.3)	[20.0]
電気事業特別会計	— (△88.0)	[20.0]
農業集落排水特別会計	— (△51.0)	[20.0]
公共下水道特別会計	— (△112.0)	[20.0]
浄化槽施設特別会計	— (△25.3)	[20.0]

- (備考) 1 各特別会計とも資金不足比率はない。
2 資金不足比率欄の括弧書き内は、資金剰余額の比率であり、負の値で表示している。

令和2年9月2日 提出

豊後大野市長 川野文敏